

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に
関する意見公募手続きの結果について

1 案件

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）

2 募集期間

令和4年8月15日（月）～令和4年9月16日（金）

3 担当課

産業環境部 産業振興課

4 受け付けた意見数

提出人数 1人

提出件数 4件

5 受け付けた意見と市の考え方

別紙のとおり

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に
関する意見公募手続きの結果について

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）の意見公募を令和4年8月15日から9月16日まで実施し、1名の方から4件の意見がありました。

受け付けた意見と市の考え方をお知らせします。

受け付けた意見	市の考え方
令和4年度から令和8年度までの5年間で、50歳未満の新規就農者数5人確保の目標は心強く思います。また、確認ですが、新規就農者5人とは販売農家5戸（農業後継者含む）のことで、戸数のことと考えてよいでしょうか。	平成27年度から令和2年度の新規就農者は親元での就農か、親から農地を相続し後継者としての就農になっています。 市では地理特性もあり、新たな経営体の就農が望みにくいため、単位は「人」としています。
農地集積率の目標を13.9%に設定していますが、羽村市は都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく農地の貸借が進んでいることから、目標を少し高めに設定してはいかがでしょうか。	農業集積率の目標は、農業者向けのアンケートや将来の農地面積等を基に高めに算出しており、目標は変更しません。 なお、市ではこの目標を達成できるよう、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく農地の貸借をさらに進めるため、様々な場面や媒体等を活用し制度の周知を図っていきます。
「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の下位の計画策定が行われる予定はありますか。	基本構想は「農業経営基盤強化促進法」に基づき、農業に関する各項目の目標を設定したものです。この目標を達成するため、関連計画である「第二次羽村市産業振興計画」の農業振興事業を行っていくことから、基本構想の下位計画を別途策定する予定はありません。
次回、改定するまでの5年間における毎年度の進行管理はどの様に行われるのでしょうか。また、途中経過として毎年度ごとの取り組みの様子は公表するのでしょうか。	基本構想では、令和8年度末の目標を設定していますが、毎年度の目標は設定していないことから進行管理は行いません。 なお、「第二次羽村市産業振興計画」の農業振興事業につきましては、毎年進行管理を行っていきます。